

茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 3 0 号

茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年茅ヶ崎市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 0 条」を「第 2 2 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。